



山形県公報

令和2年10月13日(火)

号 外 (30)

目 次

条 例

- 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 4
- 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例…………… (総務厚生課) … 同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 同
- 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 5
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) … 6
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例…………… (同) … 同
- 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例…………… (I C T 政策推進課) … 同
- 山形県公共職業能力開発施設を行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… (雇用対策課) … 7
- 山形県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例…………… (警 察 本 部) … 8

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第43号) (人事課)
 - 1 海区漁業調整委員会の委員が賠償の責任を負う額から控除する額を改定することとした。
 - 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第44号) (総務厚生課)
 - 1 漁業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第45号) (財政課)
 - 1 家畜注射又は家畜薬浴の手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第309号関係)
 - 2 漁業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条第1項第279号～第286号関係)
 - 3 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、同年11月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第46号) (税政課)

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（市町村課）
- 1 農地法の規定に基づく一定の農地を農地以外のものにする許可等の事務は、遊佐町が処理することとした。
 - 2 この条例は、令和2年11月1日から施行することとした。
- ◇ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（市町村課）
- 1 漁業法の一部改正に伴い、知事以外の県の執行機関に都道府県知事保存本人確認情報を提供する事務の範囲を変更することとした。
 - 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（ICT政策推進課）
- 1 県の執行機関が個人番号の利用を行うことができる事務の範囲を拡大することとした。
 - 2 この条例は、令和3年7月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（雇用対策課）
- 1 普通課程及び短期課程の普通職業訓練並びに専門短期課程の高度職業訓練の実施方法について、通信の方法によってこれらの訓練を行う場合においては、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととした。（第5条第3号、第6条第3号及び第8条第3号関係）
 - 2 専門課程の高度職業訓練の実施方法について、通信の方法によっても行うことができることとし、この場合においては、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととした。（改正後の第7条第3号関係）
 - 3 専門課程の高度職業訓練において配置すべき職業訓練指導員について、長期養成課程又は実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを除くこととした。（改正後の第7条第8号イ関係）
 - 4 高度職業訓練に係る職業訓練指導員の資格について、3の改正により専門課程の高度職業訓練において配置すべき職業訓練指導員から除かれる者及び短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者等であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）のうち高度職業訓練に係る教科につき5年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを除くこととした。（第11条第1号及び第7号関係）
- 5 その他
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3及び4の改正は、令和3年4月1日から施行することとした。
 - (2) 2に関する改正規定による改正後の山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の規定は、令和2年5月29日から適用することとした。
- ◇ 山形県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（警察本部）
- 1 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所等にいる人又は公共の乗物に乗っている人に對

- し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第3条第1項関係）
- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接人の身体に触れること。
 - (2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体（以下「下着等」という。）をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下「写真機等」という。）を使用して撮影すること。
 - (3) (2)に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他特定かつ多数の人が出入りすることができる場所にいる人又はタクシーその他特定かつ多数の人が利用することができる乗物に乗っている人に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならないこととした。（改正後の第3条第2項関係）
- (1) 衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。
 - (2) (1)に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣場その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所において当該状態にいる人に対し、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（改正後の第3条第3項関係）
- (1) 当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。
 - (2) (1)に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は当該状態にいる人の姿態に向けること。
- 4 特定の者に対し、反復して行ってはならない行為に、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）に規定するつきまとい等を除き、(1)及び(2)の行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を加えることとした。（第9条関係）
- (1) 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - (2) 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールの送信等（法に規定する電子メールの送信等をいう。）をすること。
 - (3) その性的羞恥心を害する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録を送信し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 5 特定の者に対し、反復して行ってはならない行為に、その性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体を送付し、又はその知り得る状態に置くことを明記することとした。（第9条第8号関係）
- 6 1の(2)又は3の(1)に違反して撮影した者に対する罰則を強化することとし、1の(3)、2、3の(2)及び4に違反した者に対する罰則を設けることとした。（改正後の第10条及び第11条関係）
- 7 この条例は、令和3年2月1日から施行することとした。

条 例

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ロ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」を「収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害を賠償する責任の一部の免責については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年8月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第285号及び第286号を削り、同項第284号中「第36条第1項（同条第4項）を「第88条第1項（同条第5項）」に改め、同号を同項第286号とし、同項第283号中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同号を同項第285号とし、同項第282号中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別

漁業権」に、「漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同号を同項第284号とし、同項第281号中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同号を同項第283号とし、同項第280号中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の共有」を「団体漁業権（同法第60条第2項に規定する共同漁業権を除く。）の共有」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同号を同項第282号とし、同項第279号中「（昭和24年法律第267号）第10条」を「第69条第1項」に、「漁業権の免許」を「漁業の免許」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同号を同項第281号とし、同項第278号の次に次の2号を加える。

- | | | |
|---|---------------------------------------|--------|
| (279) 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用する漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査 | 5トン以上の漁船を使用する漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査 | 2,900円 |
| (280) 漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用する漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 | 5トン以上の漁船を使用する漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 | 2,400円 |

第2条第1項第290号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項第291号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第304号を削り、同項第305号中「第32条」を「第23条」に改め、同号を同項第304号とし、同項第306号中「第32条」を「第23条」に改め、同号を同項第305号とし、同号の次に次の1号を加える。

- | | | |
|--|------------------|--------|
| (306) 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査 | 家畜人工授精所開設許可申請手数料 | 5,700円 |
|--|------------------|--------|

第2条第1項第309号の表中「260円」を「310円」に改め、同項第310号中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第304号を削る改正規定、同項第305号の改正規定、同号を同項第304号とする改正規定、同項第306号の改正規定及び同号を同項第305号とし、同号の次に1号を加える改正規定 家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年法律第21号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 第2条第1項第309号の表の改正規定 令和2年11月1日
- (3) 第2条第1項第310号の改正規定 令和3年4月1日

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例（平成19年10月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する

法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第47号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第17項市町村の欄及び第18項市町村の欄中「及び庄内町」を「、庄内町及び遊佐町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により遊佐町の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、遊佐町の長がした処分その他の行為又は遊佐町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第48号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2選挙管理委員会の項を次のように改める。

選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による公職の候補者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同表第7項中「以下」を「第9項及び第14項を除き、以下」に改め、同項の次に次の2項を加える。

8 知事	私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

9 知事	私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第1に次のように加える。

13 教育委員会	公立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年12月県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第6条第3号中「添削指導を行うほか」を削り、「面接指導」を「添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第7条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第8条第3号中「添削指導を行うほか」を削り、「面接指導」を「添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第11条第1号中「第7条第7号イからハまで」を「第7条第8号イからハまで」に改める。

第2条 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第8号イ中「、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）」及び「（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、省令第48条の2第2項第1号の専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）」を削る。

第11条第7号中「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、省令第48条の2第2項第9号の職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総

合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であって、同号の職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）又は」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例第7条第3号の規定は、令和2年5月29日から適用する。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第7条第8号の規定の適用については、当分の間、同号中「該当する者」とあるのは、「該当する者又は職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）第1条の規定による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第36条の6に定める基準による長期養成課程、旧省令第36条の6の2に定める基準（以下「旧省令第36条の6の2基準」という。）による短期養成課程（同条第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）若しくは旧省令第36条の9に定める基準による高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者（旧省令第36条の6の2基準による短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、旧省令第48条の2第2項第1号の専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」とする。
- 4 新条例第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「該当する者」とあるのは、「該当する者又は職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）第1条の規定による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第36条の6に定める基準による長期養成課程、旧省令第36条の6の2に定める基準（以下「旧省令第36条の6の2基準」という。）による短期養成課程（同条第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）若しくは旧省令第36条の9に定める基準による高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者（旧省令第36条の6の2基準による短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、旧省令第48条の2第2項第1号の専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）及び旧省令第36条の6の2基準による短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（旧省令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、同項第9号の職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、同号の職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）であつて、10年以上の実務経験を有し、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」とする。

（山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 山形県公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「第7条第7号」を「第7条第8号」に改める。

山形県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

山形県迷惑行為防止条例（平成24年3月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、公共の場所等又は公共の乗物において」を削り、「、人」を「、公共の場所等にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人」に改め、同項第2号中「身体」を「身体（以下「下着等」という。）」に、「、又は」を「、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（衣服等を透かして見ることができるものを含む。以下「写真機等」という。）を使用して」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

第3条第2項中「公衆が利用することができる」を削り、「その他公衆」を「その他人」に、「の姿態をのぞき見し、又は撮影し」を「に対し、次に掲げる行為をし」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。

(2) 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は当該状態にいる人の姿態に向けること。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他特定かつ多数の人が出入りすることができる場所にいる人又はタクシーその他特定かつ多数の人が利用することができる乗物に乗っている人に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。

(2) 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

第9条中「第4号まで」を「第4号まで及び第5号（電子メールの送信等（同条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）」に改め、同条第1号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第5号中「若しくは」を削り、「送信する」を「送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第8号中「又は」を削り、「図画」を「図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体」に、「置く」を「置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置く」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条中「第11条第1項、第12条第1項第3号から第5号まで」を「第12条第1項、第13条第1項第3号から第5号まで」に改め、同条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項中「第3条又は前条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第3条の規定に違反した者（前条の規定に該当する者を除く。）

(2) 第9条の規定に違反した者

第10条を第11条とし、第9条の次に次の見出し及び1条を加える。

（罰則）

第10条 第3条第1項第2号、第2項第1号又は第3項第1号の規定に違反して撮影した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。